

山梨県公報

第二千六百七十六号

平成二十九年

二月二十七日

月 曜 日

目次

○救急病院等の認定	五三
○土壌汚染対策法に基づく要措置区域の指定	五三
○換地計画の決定	五三
○道路の供用開始(四件)	五三
公 告	五三
○農用地利用配分計画の認可	五四

告 示

山梨県告示第三十三号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十九年二月二十七日

一 救急病院の名称及び所在地

山梨県知事 後 藤 齋

名称	所在地
石和共立病院	笛吹市石和町広瀬六百二十三番地

二 認定期限 平成三十二年二月二十二日

山梨県告示第三十四号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六条第一項の規定により、土地が特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域を次のとおり指定する。その関係図面

山梨県公報 第二千六百七十六号 平成二十九年二月二十七日

は、山梨県森林環境部大気水質保全課及び山梨県中北林務環境事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十九年二月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 指定する区域 中巨摩郡昭和町築地新居字大島千九十九番一の一部
- 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 指定する区域において講ずべき指示措置 地下水の水質の測定

山梨県告示第三十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定により、県営畑地帯総合整備事業(白根地区上八田第2工区)の換地計画を定めたので、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成二十九年二月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 縦覧書類 換地計画書の写し
- 縦覧期間 平成二十九年二月二十八日から同年三月二十八日まで
- 縦覧場所 南アルプス市役所
- 審査請求期間 平成二十九年三月二十九日から同年四月十二日まで

山梨県告示第三十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所(峡北支所を除く。)において、この告示の日から平成二十九年三月二十一日まで一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十七日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区 間	延(メートル)長	供用開始の期日
一般国道	三百五十八号	甲府市中畑町字滝戸原一一一 番一地从先 甲府市右左口町字城越六六六番 三地先まで	五二〇・〇	平成二十九年 三月一日